

令和7年
10月から

第2子以降の保育料を 無償化します！

所得制限なし

これまでは、0歳児から2歳児の第3子以降の保育料が無償でしたが、令和7年10月からは第2子以降も保育料を無償化します。

※0歳児から2歳児とは、その年度の4月1日時点で0歳～2歳であり、その年度中に1歳～3歳になる子どものことです。令和7年度は下記期間に生まれた子が対象です。

令和7年度	0歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
	1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
	2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ



対象かどうかチェック！

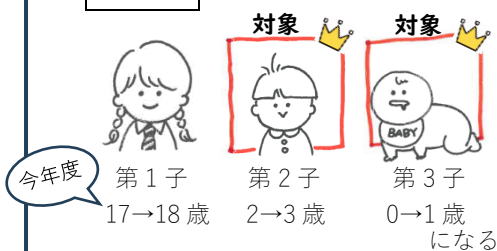
□保護者も子どもも蒲郡市に住民票がある

□保育園、認定こども園、小規模保育事業所、※認可外保育施設のうちのいずれかに通っている
※月ぎめ利用であれば対象です。日額利用の場合は、一日4時間以上の利用かつ月15日以上の利用が条件となります。

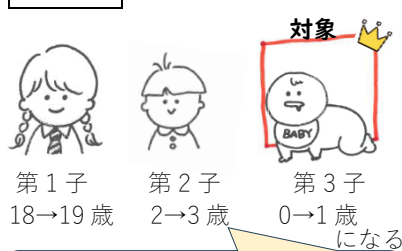
□蒲郡市の保育園入所基準を満たしている第2子以降の0歳児から2歳児である

※保護者の属する世帯が2人以上の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）を現に養育している場合に限りです。

ケース1

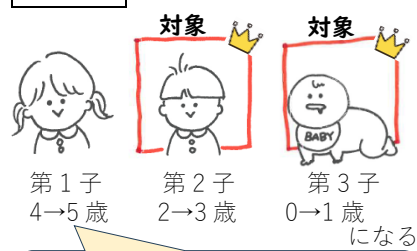


ケース2



第1子が19歳になるため、この制度ではこの子が第1子としてカウントされます

ケース3



この制度では対象外になりますが、3～5歳児なので、保育料は無償です。

上記のチェックリストにすべてあてはまる方

保育園、認定こども園、小規模保育事業所に通っている

保育料は無料です。
手続きは必要ありません。

認可外保育施設に通っている

上限53,000円／月の補助があります。

！手続きが必要です！

広報3月号（2月25日発行）にて詳しく案内します。

